

第1回 (仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議録

日 時：平成22年(2010年)9月13日(月)10:00～11:55

場 所：横須賀市消防局庁舎3階 第2・第3会議室

出席者：(検討委員)

・昌子委員、出石委員、岡委員、倉谷委員、櫻井委員、鈴木委員、西原委員、
林委員、森下委員、矢口委員、古谷委員、菱沼委員(途中出席)

(事務局)

・吉田市長、竹内市民部長、渡辺市民協働推進担当課長、水野市民生活課長、
小畑主査、山口主査、高橋主任

傍聴者：2名

会議資料

① 次第

②【資料1】(仮称)地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム報告書

③【資料2】(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会設置要綱

④【資料3】(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会 委員名簿

⑤【資料4】(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会進行スケジュール(予定)

⑥【資料5】(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会の会議の傍聴に関する実施要領

⑦ 地方分権・地域主権改革とは(出石委員作成資料)

<会議内容>

1 委員委嘱

市長から、各委員へ委嘱書(市職員は任命書)を渡し、委員委嘱を行った。

2 委員長・副委員長指名

「(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会設置要綱」第4条第2項に則り、市長が昌子委員を委員長に指名した。また、昌子委員長が、出石委員を副委員長に指名した。

3 検討依頼

市長から委員長へ、文書を以て検討依頼を行った。

4 市長あいさつ

「地域主権」の時代を迎えて、横須賀市における地域自治組織の必要性や協議会に期待することなどを交え、検討委員会委員の皆様へあいさつを行った。(あいさつ後、市長退席。)

5 資料確認

6 事務局紹介及び会議における諸注意

7 議事

ここから委員長が司会進行役を担当。

まず、各委員が自己紹介を兼ねて、この検討委員会への抱負や地域における活動などについて発言を行い、議事へ移った。

- (1) 【資料1】(仮称) 地域運営協議会設置等検討プロジェクトチーム報告書」内容説明
事務局から標記資料の概要説明を行い、委員からの意見、質問等を募った。
詳細は下記のとおり。

(昌子委員長)

ただ今、事務局から庁内プロジェクトチーム報告書について内容の説明があったが、今日は、「1 背景」と「2 新組織の必要性」に絞って検討を行いたいと思うが、その前に背景の部分の補足として、出石副委員長から資料を用意いただいているので、そちらについてご説明をいただきたい。

(出石副委員長)

(資料に基づき、出石副委員長から説明。)

(昌子委員長)

では、本日の議題である「1 背景」と「2 新組織の必要性」についてご質問やご意見がある方はどうぞ。

(倉谷委員)

今日の議題についてではないが、全体に関わることとして伺いたい。2回目と3回目の会議議題に予定されている内容は、たった2回の会議での検討で議論を尽くすのは難しいのではないか。

(昌子委員長)

それについては私も同感であるので、事務局に伺いたい。

(事務局：渡辺課長)

密度の高い会議にできるよう努めたいと我々も考えているので、ここに示しているスケジュールはあくまでも目安とご理解いただき、ぜひ委員の皆様にはご協力を賜りたい。

(倉谷委員)

次回以降のテーマは非常に重要なテーマである。また、これまで行政側での検討を重ねてこられたと思うが、市民側の視点とは違った観点になる。そういったことを勘案すると、やはり時間が足りないと思う。また、中途半端な議論でまとめてしまうと、自治基本条例との関係にも影響が出てくるのではないか。よって、もっと時間をかけて十分な議論をすべきではないだろうか。

(昌子委員長)

2月に中間報告を行う予定になっているが、事務局としてはどの程度のものを想定しているのか。

(事務局：渡辺課長)

予算額などの詳細についてこの時点でまとめられるとは考えていない。組織の構成や、設置単位などといったおおまかな方向性を示すことができると考えている。委員の方々に無理な負荷をかけてまとめていただくようなことは想定していない

(昌子委員長)

予算額などもそうであるが、そこに至るまでの組織や構成委員の件などを含めた制度設計の部分を検討するにあたって、相当の時間がかかると想定される。また、23年度の検討スケジュールを見てもマニュアルの策定など詳細な検討が予定されているが、中身についてもう少しじっくりと検討を行う必要があるのではないか。

(事務局：市民部長)

24年度に自治基本条例が施行予定となっており、その大きな柱のひとつがこの地域運営協議会だということが想定されることから、それに合わせた早いスケジュールを組んだ。しかしながら、十分な議論が成されない状態での制度設計は当然望むべきことではない。また、希望としては23年2月ごろに中間報告ができればと考えているが、場合によっては報告時期を4月ごろに遅らせるであるとか、会議の回数を増やすなども考えたい。ただし、できる限り会議の内容を濃いものにして、議論が尽くされないときは意見書を提出していただくなどの補完を図りつつ、委員の皆さんのご協力を仰ぎながら進めていきたいと考えている。

(倉谷委員)

私が一番心配するのは、この協議会を単なる寄り合い状態にしたいくないということ。自治基本条例にも裏づけされるように、権限や役割といったことをしっかり持って、地域の住民からも行政からも権威を感じられるような組織にしたいと思っている。そういった意味でも、最初の議論でボタンを掛け違ってしまうと、せっかくつくった協議会が意味のないものになってしまう。

(西原委員)

私も次回以降の議題ではあると思うが、この協議会の組織、構成委員といったところに疑問がある。もう少し幅広い分野の団体により構成されるべきではないだろうかと考えているので、そのあたりの議論を今後深めていきたい。そういった意味でも十分な議論を行う時間が必要だと思う。

(昌子委員長)

本日の議題は「1 背景」と「2 必要性」ということであったが、委員の皆さんのご意見からすると全体の中での論点が挙がってきているので、今後の会議運営の充実を図る意味でも全体を通して疑問を持たれた部分や、論点を深めたいと思っている点を今日この場で予め出していただいてはどうか。また、議論が進む中で出てくる疑問点等は、その際に出していただくことで構わないと思う。そうすることで、会議の効率化を図りたい。では、全体を通して委員の方々、何かご意見等はないか。

(出石副委員長)

この地域運営協議会と類似の制度が地方自治法上に「地域自治区」という制度として存在する。しかし、この制度を利用せずに市独自の制度を考える理由は何か。おそらく、そうすることにメリットがあると考えたからだと思うが、逆に言えば地域自治区制度にはデメリットがあるということだと思うので、そのあたりを確認したい。

この地域自治区制度は、区長（地域協議会の長）を置く場合、自治体の職員以外は成り得ない。一方、合併特例区による地域自治区は、住民の代表が区長になることができる。しかし、横須賀市は合併をしていないので合併特例区にはあてはまらない。そういった意味で住民自治を進めるための組織ということであると（合併特例区でない）地域自治区制度はデメリットだと言える。

(倉谷委員)

現在、各地域で、例えば名古屋市で「地域委員会」という取り組みがされているが、あれは地域自治区とは違うものなのか。

(出石副委員長)

名古屋市の「地域委員会」は地域自治区制度に則ったものではなく、名古屋市独自の制度である。委員の選任においても、一部は地域の組織代表から構成されているが、一部は地域で委員を選ぶための投票を行っている。

(事務局：渡辺課長)

庁内プロジェクトチームでは、この協議会は地域自治を進めるための組織とするために、こういった位置付けがふさわしいかというところから検討を行ってきた。そういった中で、

地域住民自らが自分たちの地域のために活動を行う地域自治組織と成り得るには、市の内部組織ではなく、外部の組織であるべきだと考えた。（地域自治区制度上の地域協議会は、あくまでも市の内部組織として位置付けられるため。）

よって、メリットをうたうのであれば、「自分たちのまちを自分たちの手で」といった本来の住民自治を推進できる組織をつくることができるといったところであると思う。

（出石副委員長）

その点は理解した。では、そういった組織としての制度を作り上げる必要がある。

（昌子委員長）

他にご意見等はあるか。

では、この場でご意見等が出なくても、この後思い浮かぶことがあれば、事務局までご連絡いただくといいことにしたい。

（出石副委員長）

大事なのは、この協議会の権限をどういったものにするか。

地域自治区における地域協議会は、市長からの諮問に応じて検討を行う機関である。

それに対して、この協議会は「住民自治」を行うために、どのような権限を持つべきなのか。また、それに見合う財源をどうするのか。

一歩進んだ言い方をすれば、予算の編成権・・・予算編成権というのは市長だけが有するものである。しかし、教育委員会を例にすれば、市長が編成した予算に対して、教育委員会は意見が言えるという権利を持っている。

これを例にすれば、地域運営協議会が地域に関係する予算を要求したり、提案ができるということが考えられる。

やはり、権限と予算がなければ自治は実現できない。

もうひとつは、立法権。自治体のルールとしては、条例や規則というものがある。これを地域に置き換えて、地域運営協議会のルールを協議会で決めることができるのではないか。ちなみに市町村合併を行う場合には、合併特例区規則というものをつくることができる。しかし、地域自治区ではそれをつくることができない。よって、地域自治区制度に則らない横須賀市独自の制度として、地域運営協議会で地域のルールをつくるのではないか。

つまり、ミニ自治体ではないが、立法権、行政権、財政権といったものを、この協議会の中でどの程度考えられるかというところを、是非、検討いただきたい。

それから、協議会の委員の選出方法だが、特定の団体からの参加だけで本当にいいのかという疑問がある。一般住民の代表となる方の参加が可能となるような委員の選出方法が考えられないか。

それから最後に、この制度をどのように位置付けるのか。条例にするのか。またはそれ以外のものとするのか。私は条例にすべきと思うが、そのあたりもこの検討委員会の中で考

えていかなければならない。

いずれにしても、行政に頼らない地域自治の仕組みづくりをどのようにしていくか。行政は当然、支援を行っていくことにはなるが、住民側の負担は相当大きいものになる。そういったことを踏まえて、住民自治を行うための仕組みづくりを考えていかなければならない。

(倉谷委員)

行政センターの機能などについても、この検討委員会の中で踏み込んで検討を行うことも可能か。

(昌子委員長)

行政センターについては、事務局の方で考えを持っているのでは。

(事務局：渡辺課長)

もちろん事務局の方でも考えはあるが、ぜひ、この検討委員会の中でも行政センターのあり方などについてご意見をいただきたい。

(昌子委員長)

行政センターの館長等にこの検討委員会に出席いただいて、意見等を伺うといった案があると聞いているが。

(事務局：渡辺課長)

行政センターの実状を委員の皆さまにご理解いただくという意味で、できれば次回の検討委員会において、2～3館の行政センターの館長からそういった話をさせていただければと思っているが、いかがか。

(昌子委員長)

では、他にご質問やご意見が無ければ、事務局の方から次回以降の日程などについて、説明をいただきたい。

(事務局：山口主査)

他に質問や意見などがある場合には、EメールやFAX等でいただきたい。

今回は、10月18日(月)10時～301会議室を予定している。開催通知は追って送付する。

(昌子委員長)

では、本日に関連した件でご意見等があれば、事務局までご連絡いただくということでお願いしたい。非常に大きな問題ではあるが、皆様には今後ともよろしくお願いしたい。